

羽咋の海考

黒川 総三

赴_ニ參氣太神宮一行_ニ海辺_ニ之時作歌一首

之乎路可良多太古要久礼婆波久比能海安佐奈芸思多
理船梶母我毛。17—四〇二五

一

古くから羽咋の外海と考えられてきた本歌「羽咋の海」について、今日では一般に邑知瀉と見られる向が多い。これには『全釈』^(註)の邑知瀉説が大いにはたらいっていると考えられる。まず同説を抄出させていただく。

「波久比能海—羽咋の海。従来これを羽咋郡の海、即ち能登西海岸の南部の海とする説が多い。志雄から氣多へ參詣するには、海岸に出て砂浜を北上する通路もないではないが、それは非常な迂廻であるから、家持がさういふ路を取ったとは思はれない。加

え、当時は今の邑知瀉と称する湖水が謂ゆる邑知瀉地溝帯の大半を浸してゐたらしく、志雄はもとよりその湖に面してゐたのである。氷見^{ひみ}方面から山間の道を辿って来た家持の目前に森々^{ひょう}と湛へた湖水が広く展開してゐた。この歌で「直越え来れば羽咋の海朝^な瀉したり」とあるのは、即ち、志雄路を越えれば、直に羽咋の海が見えることを詠んだので、羽咋の海はこの大湖水であることがわかる。志雄から羽咋の外海までは少くとも三、四里を距てゐるから、この歌の趣に合致しない。彼はこの大湖の西岸に沿うて北上しつつ詠んだもので題に海辺とあるのは、羽咋の外海の岸ではないのである。今なほ口碑の伝ふるところによると氣多神社南方の水田が作られてゐるあたりまで、上代は湖水が浸入してゐたとのこと

である。家持はこの水路によることの便利を痛感して、この歌を作ったものに違いない。なほ拙著『北陸萬葉古蹟研究』にこの辺の踏査記を載せて置いたから参照せられたい」(振仮名―黒川)。

多年この説に疑問を抱いてきた私は、従来の外海説を敷衍し、あわせて別の角度から反論を述べ大方の御高批を仰ぐ次第である。

二

本歌第三句「安佐奈芸したり」とある。集中、凧、朝凧、夕凧はすべて外海に関連して歌われており、閉鎖状態の瀉湖については歌われていないことはすでに諸家の御指摘のとおりである。私はこの語句に対する万葉時代の人々の通念をあらためて振りかえってみたい。類歌を抄出すると、

(1) やすみしし わが大王の あり通ふ 名庭の宮は
不知魚取り 海片づきて 玉拾ふ 浜辺を近み 朝
羽振る 浪の声聴ぎ 夕薙に 權合の声聞ゆ 暁の

(田辺福麻呂之歌集) 6―10六二

(2) 朝菜寸二 真梶榜ぎ出て 見つつ来し 三津の松
原 浪越しに見ゆ

(読人不詳、羈旅作) 7―11八五

(3) 大伴の 御津の浜辺ゆ 大舟に 真梶繁貫き
巨名伎尔 水手の音しつつ 夕名寸尔 梶音しつつ
行きし君

(読人不詳・挽歌) 13―13三三三

(4) 葦がちる 難波の美津に 大船に ま權繁貫
き 安佐奈芸尔 水夫ととのへ 由布思保尔 梶引
きをり あどもひて 榜ぎゆく君は 浪の間を

(大伴家持) 20―14三三一

(5) 難波の宮は きこしをす 四方の国より た
てまつる 貢の船は 堀江より 水脈引きしつ
安佐奈芸尔 梶引きのぼり 夕塩に 棹さしくだり
あち群の

(大伴家持) 20―14三六〇

(6) 葦がちる 難波に来るて 夕塩に 船を浮け
据ゑ 安佐奈芸尔 へむけ榜がむと さもらふと

(大伴家持) 20―14三九八

(7) 暁の 潮滴ちくれば 葦辺には 鶴鳴き渡る
安佐奈芸尔 舟出をせむと 船人も 水夫も声喚び
には鳥の なづさひ行けば 家島は

(遣新羅使人) 15―13六二七

(8) … 粟島を背向に見つつ 朝名寸二 水夫の音喚
び 暮名寸二 梶の声しつ 浪の上を い行きさ
ぐくみ 磬の間を い行き廻り 稲日都麻 浦廻を
過ぎて 鳥じもの …

(丹比笠麻呂) 4—5〇九

(9) 朝名寸二 梶の音聞ゆ み食つ国 野嶋の 海子
の 船にし有らし

(山部赤人) 6—九三四

(10) 月よみの 光を清み 由布奈芸尔 水夫の声喚び
浦廻榜ぐかも

(遣新羅使人) 15—三六二二

(11) 海つ路の 名木名六時毛 渡らなむ かく立つ波
に 船出すべしや

(高橋虫麻呂之歌中) 9—一七八一

(12) … さ丹塗の 小船もがも 玉纏の 真耀もがも
二云ふ小 舟もがも 朝奈芸尔 いかき渡り 夕塩尔 一云夕 べにも い

榜ぎ渡り 久方の …

(山上憶良) 8—一五二〇

風、朝風夕風に関連する歌は集中二十二首。そのうち
船に関するものは右の十二首と本歌であろう。他は波・
潮に関する六首、海藻・藻塩に三首で、対象となる海域は
瀬戸内海(大阪湾を含む)十、日本海五、太平洋三、天漢

一、不明二(譬喻歌一、羈旅歌一)となる。(11)の憶良七月
七日の歌は、朝風の次に夕塩を歌っているので潜在的に
河口の渡りという意識がはたらいっている。「天の海に雲
の波立ち月の船星の林に榜ぎ隠る見ゆ。7—一〇六八」
の天の海も、涯のない水海とは考えにくい。以上の類歌
に見られるとおり、当時の港湾には朝風夕風とともに潮
の干満がつきまとう。この潮の干満も古代の人々の生活
には大きな意味をもつ。

「稲日野も去き過ぎがてに思へれば心恋しく可古の嶋
見ゆ」潮見。3—二五三」の潮を一般に湖の誤字とされてい
る。しかし古代は潮の干満の主流からはずれてよどむ湾

曲状の小さな入江様の所もまた湊や船溜りに利用したと考
えられる。「潮」は満ちしお、「汐」は引きしお、「湊」は

水路の合流点、又は船の奏る所をいう。沖繩の宮古島の北
にある池間島と平良市を結ぶ巡航船の時刻が浚渫その他

港湾設備の充実する前は確実に三十分ずつおくれたとい
とあるが、(註3)満潮時から次の満潮時まで十二時間三十分、

満潮時でないとき水門は航行できない地形であったのであ
ろう。正確には十二時間二十四分であるがその土地土地

の地形によって相違がでてくる。平良は潮位差、約一・
五米、こういう所も潮と呼ばれていたかも知れない。中

国の潮州も昔はたんに「潮」と呼ばれていたという。潮

を湖の誤字とする説には賛成できない。

古代の海上交通の主流をなしていたのは類歌に見られるとおり瀬戸内海周辺であろう。潮位差一〜三米^(註4)、卓越風は北西又は北東、風速平均三・三米/秒、最大風速毎月平均十六米/秒乃至十九米/秒、海陸風顕著という自然条件にある。風という固有の文字をもつ本邦は、瀬戸内海に限らず沿岸地帯はすべてこの海陸風の影響が大きい。海風は日中に強く、陸風は夜間から翌朝にかけて強く吹く。その面する海の方向によって呼称は南^(陸風)―伏木^(註5)など) になったり、北^(陸風)―神戸など) になったりする。異名はアイノカゼ(海風―日本海沿岸) クダリ(陸風―全国) ダシノカゼ(山だしのかぜ―陸風) など、陸風の異名は各地あまり異同はみられない。「アイの朝風、クダリの夜風マカゼ、タワカツ晝に風ぐ」などと伝承され、海上の強風はつねに警戒される。「海の底奥榜ぐ船を辺に寄せむ風も吹かぬか浪立たずして(7―182)」のように風が怖いのではない。浪が恐ろしいのである。土佐日記や更科日記はこの間の事情をよく伝えている。せっかくの潮時になっても海上に風波が強ければ船は出せない。この潮時を逃がすと、つぎの満潮時まで十二時間二十四分待たなければならぬ。ここで風が大きなウエイトをもって登場してくる。「海風は普通晴天の日に

は日出後三時間に始まり日没前二時間以内に終わってしまう。非常に暖かい日はもっと早く始まり、もっとおそく夜になって止むものである。朝晩の海風、陸風の交替する全く風のなくなった時をなき、といって、夏には非常にむし暑く感ずることが多い。海風は十三時から十五時ぐらいの間で最も強くなる。「広い大洋中では毎秒メートルであらわした風速の約 $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{3}$ にあたる高さ(メートル)まで波は発達してゆく。海がせまいとそれにしたがって波の発達が悪くなり、波の高さは、風上の陸地までの距離の平方根に比例する」先刻ご承知の向もあるうが専門家の解説を紹介した。附図1は、古代舟運の中心地、難波津、大阪の風向図である。任意の抽出日六日間のうち五日までが、午前六時―午前九時の間、風速が弱い、資料が古ければもっと的確な結果がでると思うが、これでもよくわかつていただけると思う。集中、朝なき、夕なきが類歌のようにあらわれてくるのは、このような生活体験が基盤になっているからであろう。

閉鎖状の潟湖では解説のとおり水面の広さに限界があり、海上労働に危険を及ぼすに匹敵するほどの風波はめったに立たない。したがって本歌の朝なきは外海との関連においてのみ把握されるべきであると考えるのである。

二

邑知瀉の占めていた水域は、全釈説のいわれるそれほど大きかったか。

私はかねてから当地高岡市伏木国分の地は越中国分寺の寺田であったと推定しているのであるが、この国分が沿岸部に所在するため当時の海岸線の位置を知る必要があり種々調査した結果、はしなくも今日の標高二・〇米以下は汀線。二・五米以上は完全な陸地であったということに気づいたのである。もっとも河川による三角州の形成、海水位の低下（海退）、地盤の隆起、海岸の漂砂現象、砂洲の形成、地下水位の上昇など標高に変動をもたらす諸因子はいろいろあり、ここでは詳細には触れないが、海水位の低下については、気候の寒冷化につながるという定説に従えば伏木の桜や堅香子の開花日がほとんど万葉歌と同日であるからまず変わりはあるまいし、地盤の隆起は附近に該当地がないのでそのおそれはない。仮に過去にあったとしても本邦の例は、年間一耗ぐらいというから一千年で一米で、標高差十米もある本地域に對してこれまた問題になるまい。他の諸因子も、羽咋地区を含めて当地域の場合考える必要はない。この見解にものとずいて作成したのが附図2である。結果は面積にし

て今日より十倍ぐらいにはなるうが、汀線が標高十米の志雄辺まで達していたなどということは一三〇〇年程度以前の上代ではとてもあり得ない。これは又、昨年三月羽咋市教育委員会より刊行された寺家遺跡発掘調査報告書『寺家』所載の推定図(註8)ともほぼ一致する。ここに附図3として転載させていただく。

因みに邑知瀉が記紀万葉時代それほど広くなかったということは一九七三年刊行の『羽咋市史』によっても、また次に抄出する紺野義夫氏によっても早くから指摘されている。

「：弥生中期の遺跡が、邑知瀉の西方次場すばで知られており（海拔三一四メートル・地表から三〇センチメートル）、ラジオカーボンテストの結果によっても約一五〇〇年の値が出ているので、その頃すでに邑知瀉は閉ざされ、現在（人工干拓以前）の約二倍ぐらいの広さしかなかったとみられる（後略）」（次場は附図2、羽咋市街の中心より東北二軒）。

三

家持のこの時の巡行の詳細ははっきりしていないが、この点からも私見を述べたい。

家持の越中国府着任は天平十八年（七四六）八月二日乃

至三日。天平十九年春は病氣予後、したがって本歌の天平二十年春の出挙が初めての国内巡行である。春の出挙の開始は例年三月三日の節日以後と考えられるふしがあるので、七日立ちという今に遺る俚諺を考えて、三月七日に国庁を出発したとする。

三月七日砺波郡、八日婦負、九日新川、十一日国府にいったん着、ふたたび十二日羽咋、十三日能登、十四日鳳至、十五日珠洲の諸郡、十六日夜松田江の長浜着ということになる。出発の刻限については、平且上道などの例があるので一般に寅の時（午前三時―五時）と解され、薄明時（餘註）を考えられる向も多いと思うがそうとは限らない。且は日が地平に面を出した時、平は「正しく」という意味をもつ。延喜式には一年を四十期に分け、宮廷の諸門、大門の開閉時刻を定めている。宮衛令にも

凡開閉諸門者。第一開門鼓擊訖。即開閉諸門。第二開門鼓擊訖。即開閉大門。退朝鼓擊訖。即閉開大門。晝漏尽。閉門鼓擊訖。即閉開諸門。（後略）

とあり、開門鼓等を打つ時刻については、義解に別式に定めるとある。これを踏襲したと考えられる延喜式陰陽寮から抄出すると、

起清明三日至二十日。日出卯二刻五分
日入酉三刻五分

卯一刻九分開諸門一鼓。

卯四刻開大門一鼓。

巳三刻四分退朝鼓。

酉四刻一分閉門鼓。

起清明十一日至穀雨三日。日出卯二刻七分
日入酉三刻七分

卯一刻六分開諸門一鼓。

卯三刻七分開大門一鼓。

巳三刻二分退朝鼓。

酉四刻三分閉門鼓。

右の「起清明十一日……」の条を、清明節を陽曆四月五日として換算すると（二十四時制）

四月十五日ヨリ四月二十二日マデ。

日出五時三六分。日入一八時二一分。

五時一八分開諸門一鼓。

六時二一分開大門一鼓。

一〇時六分退朝鼓。

一八時三九分閉門鼓。

右のうち「日出入時」はこの条の最後の日四月二十二日のものである。これを今日の時間に比較すると日出が約十八分乃至二十分遅れ、日入が約十三分乃至十四分早くなっている。しかし夏至の頃は出入共十二分位の違いである。測定地点の地形等の関係か、或いは日出入の定義が現代と違っていたか先学の御教示を仰がなければなら

ないが、日出時の十八分前に諸門の開門鼓を撃ち、四十五分後には大門の開鼓を撃つというきまりは年中を通じて一定している。以上は直接には在京官人に対する定めであるが、地方官もまたこれに準じたと考えられる。

家持の一行が羽咋に出発した日を三月十二日とする(註12)とグレゴリオ暦は四月十八日、当地伏木におけるこの日の日出時は五時十五分(註13)、この四十五分後に国庁の大門を開くとするとそれはちょうど六時〇分ということになる。おそらく一行はこの時刻後に国庁を出発したとみて大差あるまい。

伏木から志雄までの現在の最短距離で約三十二軒余であるが、当時は今日程道路が直線様に整備されていなかっただろうからその曲折を二十%とみて約四十軒の行程になる。家持は無論騎馬であるが、天平十八年の勅によると「…五位馬従四人…」とあり、公式令では「…歩五十里…」とも定められていることから考えると一日の歩行者の行程は約三十三軒、時速に換算して約四軒。したがって一行の志雄(註14)駅家到着は少くとも十六時頃ということになる。之乎路は今日予想されているどの路線を通っても志雄町の中心部に入るまで、羽咋や邑知瀧の方向は山陰になって見えない。仮に邑知瀧が志雄辺まで拡がっていたにしても同様で、家持が実見できるのは

十六時以後。朝風というよりも夕風と歌わねばならない
刻限になるのである。(註15)

この時の巡行は春の公出挙の事であるとともに、

凡国守。毎年一巡三行属郡。観三風俗。問三百年。
録三囚徒。理三冤枉。詳察三政刑得失。…

と戸令に定められている国守巡行条にもとずく巡見をも兼ねている。羽咋郡家の検察と正倉の検分は不可欠の要件であったであろう。

郡家や正倉の所在地は判然していないが、一行は志雄駅家より子浦川沿いに下り、今日の羽咋神社附近と推定せられる郡家に到着、この日はこの郡家で一泊。翌十三日早朝、出挙や所定の事などをすませ、氣太神宮に参詣すべく、今日の千里浜海岸へ出たのである。家持が能登の外海すなわち羽咋の海を実見したのは、正にこの時で、この地この時の感動が家持をして本歌をなさしめたものである。

昭和四十九年、右の様な推理のもとに、はじめてこの地を訪れた時、それはたまたま本歌の場合とは逆に日没の前であったが、棚引く横雲の間に入日が輝き、さながら「渡津海の豊旗雲に入日さし今夜の月夜清明己曾(一―一五)」そのものの情景に遭遇し、息を呑んだ思いをいまだに忘れることはできない。ここを朝のうちに訪

れるには、どうしても近くで一泊しなければならぬが、この地に立って、清澄な日本海の、漂渺としたその景観に接した時、あらためて本歌が訪れた人々の身近に迫ってくると思うのである。

越前国の掾、大伴池主が駅使を迎えるのに、はるばる武生から加越国境の深海の村（今の津幡か）まで出向していることを思うと、羽咋郡家から射水郡境（今富山・石川県境）の所司原辺まで郡司の一人は何人かの部下を従えて迎えに出向いていたに違いない。巡行路もあらかじめ郡の管理下にある大路を予定してあったと考える。

…其郡境内。田疇闢。産業脩。礼教設。禁令行者。為_二郡領之能_一。…（戸令）

という、郡政を考課する役目ももつ、時の権力者国守の巡行である。多少の行路の迂回などは家持にとってさほどの問題ではあるまい。すなわち本歌は行路の便を思つて歌われたものではない。涯しなく清명한日本海の景観にうたれてなつたものである。

以上私は二・三養老令を引いた。通説ではこの施行は天平勝宝九歳五月二十日であるという。しかしそれまで律令がなかったわけではない。越中万葉の頃はこの前の大宝令が施行されていたと考える史家も多い。滝川政次郎氏によれば、「兩者を比較すると全体としては『古令

を増補せるものにあらずして、却つてこれを削除せる』ものが多く、『字句の改竄・名称の変更に止るもの』が大部分であり、我が国情に適しない唐令の模倣条文を新令は排除している」といわれる^(註17)。とするとここに引いた部分は、厳守されたかどうかは別として、やはり当時の社会一般の規範として相当の拘束力を有していたと考えなければなるまい。

以上本歌の羽咋の海は、邑知瀉ではなく、羽咋の外海すなわち日本海であるという卑見を述べたのであるが、大方の御教示、御叱正をいただければ幸いである。なお本歌の歌碑がこの千里浜海岸に立っていることを付記する^(註16)。

(S 60・6・11)

(註)

- 1 鴻巣盛廣氏『万葉集全釈』。
- 2 高岡市伏木の「古国府領」古地図に、射水河（今小矢部川）河口左岸の小さくくびり込んだ入江状の所に「瀨」として記されている。
- 3 野口武徳氏「沖繩の伝統的船について」（大林太良氏編『船』）
- 4 氣象庁、『潮位表—昭和五八年』。潮位差は神戸で一・九米、広島で三・六米に達する日がある。

5 現代中国語で、「風」は「海上風平浪静」とある。

(倉石武四郎
折敷瀬興 氏編『岩波日中辞典』)。

6 天平感宝元年五月十五日の大伴家持の歌に「教諭史生尾張少作歌一首并短歌。…使の来むと待たすらむ心さびしく南吹雪消益而射水河…」がある。南風は伏木では陸風、冬は冷たくよく大雪をもたらし、五月頃は生あたたかい風になる。

7 中央氣象台 根本順吉氏『風』。

8 同書には「寺家遺跡周辺の地形変化図」として、縄文時代前期、弥生—平安時代前期、平安時代後期—室町時代、明治十九年、と四期に分けて所載されている。

9 日本古典文学大系『日本書紀上』「神代上、第四段(一書第一)」「頭注。

10 俚諺に「七日立ちは九日に帰るな」などという。七日の月から出た諺かと思う。『土佐日記』では承平四年十二月廿一日に国府を出ているが、大津で五泊して、何故か二十七日に、はじめて浦戸へ向かって出発している。『奥のほそみち』では「弥生の末の七日」に旅立ちしており、天平十八年八月七日には家持が越中国守着任後はじめの宴を聞いている。越中万葉はこの日からはじまっていると言えなくもない。

11 『理科年表』によれば、寛政暦以後の暮六つ、明六つは、太陽の伏角が7度21分40秒になる時刻を、夜明、日暮の時刻としている。これを伏木の四月十八日に換算すると

午前四時四一分頃になる。しかし冬至頃は午前六時一四分頃となり、正確には卯の刻で、寅の刻とはいえない。12 和銅五年五月十六日格「国内巡行、国司次官以上將從三人…」また天平十八年四月二十八日勅「馬從…五位以上四人…」とある。馬從は車馬從者なりと註があるから、長官一行は歩行者四人をまじえた八人が規定では総員となる。

13 五時十五分は理論的計算値で、実際には立山連峯からの日出となり、五時二十三分頃である。なお「日出時は太陽の上辺が地平線に一致する時刻」であるという。『理科年表』。

14 能登路の駅家は、延喜式では、撰才と越曾の二駅のみであるが、仮に撰才を子浦として加賀国駅家、横山との駅間を測定すると十七・二四杵でだいたい和銅の制(駅間十六・三六二杵)に一致する。越曾は旧鹿島郡徳田村字江曾(七尾市江曾町)附近に異論はないようであるが、撰才については一定していない。撰木の誤字、指方の誤字などとして、撰木は旧鹿島郡餘喜村字大町(羽咋市大町)、指方は志雄(子浦)とする説に分れるようである。ここでは詳細を省略するが、私は子浦(志雄)説をとる。子浦というのは志雄町の中心地の字名である。但し誤字説はとらない。

15 本歌一連の末尾に「右伴歌詞者 依春出擧巡行諸郡 當時当所屬自作之」とある。家持が「巡行」の語句

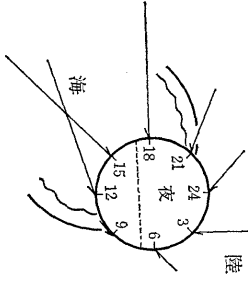
をここに使用しているのは、令の国守巡行条に遵って
ることを言外に表明しているのであると思う。

16 羽咋市千里浜なぎさドライブウェイ北端にある。昭和
三十七年十一月羽咋市郷土研究会建碑。(『大伴家持と越
中万葉の世界』)。

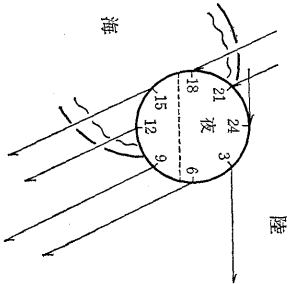
17 日本思想大系『律令』第一刷七六七頁。

附図 1

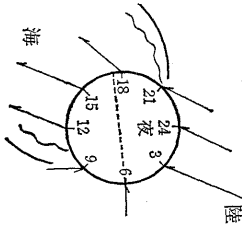
昭和57年(大阪)
1月13日
(満月1.10)



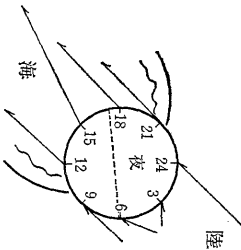
1月25日
(朔)



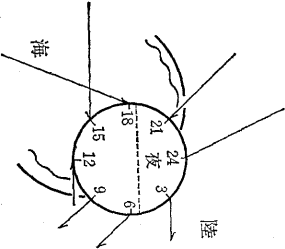
10月6日
(満月10.3)



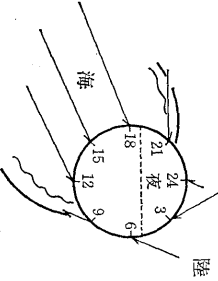
10月17日
(朔)


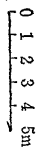


4月11日
(満月4.8)



4月24日
(朔)



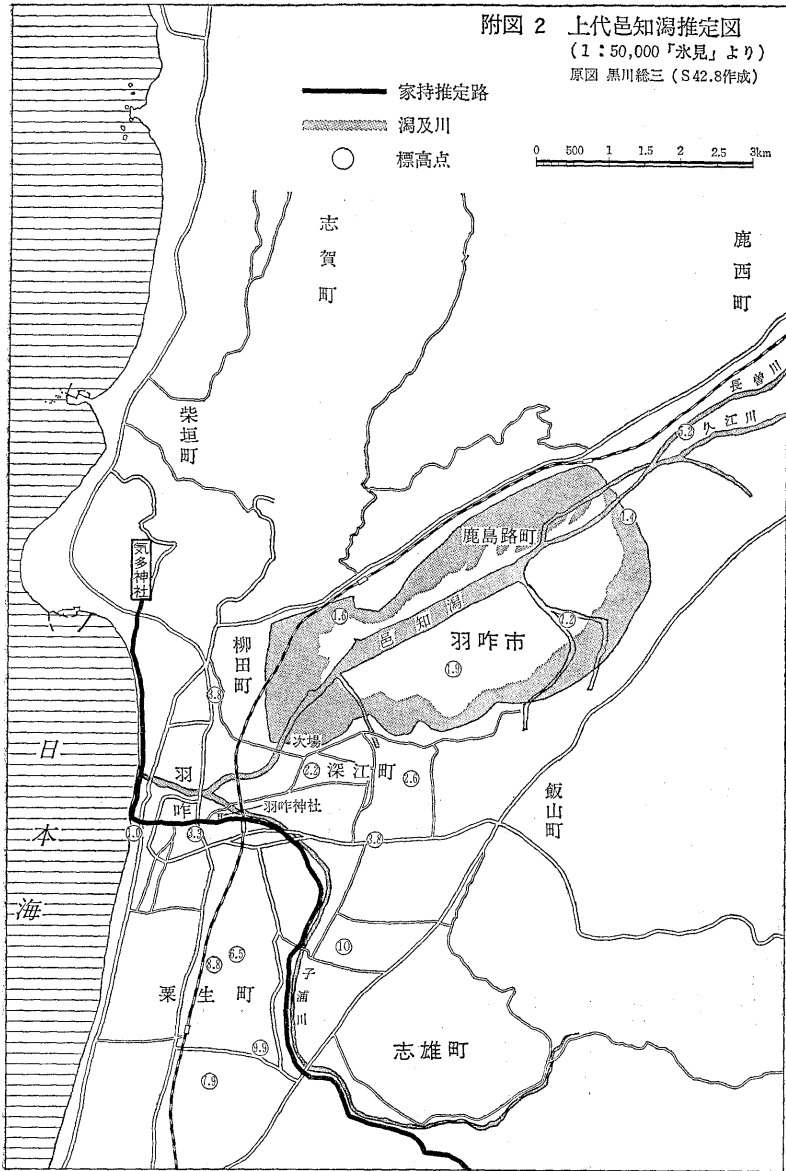
(註) 方位 。風向 16方位。風速 。

- 昭和57年(1982)の大阪管区気象台観測値により作成(原図黒川)
- 同気象台の位置—緯度(N)34°41' 経度(E)135°31' 標高23.1m
- 数字は時(1日24時)
- 大阪湾は、方位角233°の方向に長楕円形を描いているので、その形に近く海域を示した。
- 夏季の分は、海陸風がはっきりしているので省略した。
- 抽出日は、満月から三日目(即ち万葉集三—388の居待月が、たんなる枕詞かどをかを調べるための資料をかねて)と朔の日を択んだ。(月は任意)
- 午と夜の区分は『理科年表』昭和57年(大阪)による。
- 羽咋地域は観測資料調査中につき省略。

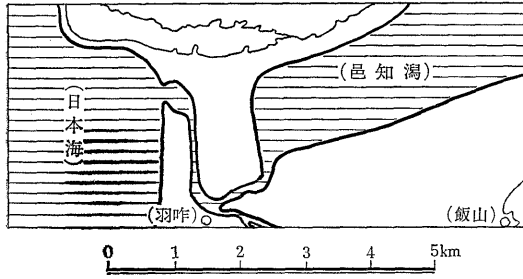
附図 2 上代邑知瀧推定図

(1:50,000「氷見」より)

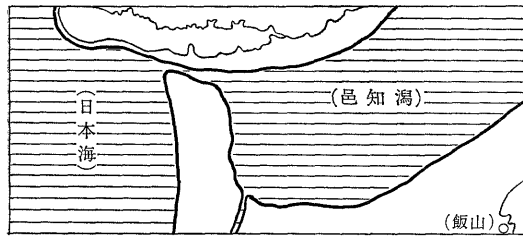
原図 黒川総三 (S42.8作成)



附図 3 寺家遺跡周辺図 (弥生～平安時代前期)



附図 4 (縄文時代前期)



(「寺家」羽咋市教育委員会 1984.3.20刊より)

註。() 内地名及里程は黒川補筆。